施設基準

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診された患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

明細書発行体制等加算

当院では、療担規則に則り、領収書の発行の際に個別の診療情報の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。

コンタクトレンズ検査料

当院では、厚生労働省が定める経験を有した医師が、「コンタクトレンズ検料 1」の施設基準に適合している旨、届出を行い、下記の点数を算定しております。

初診料：291 点　　再診料：76 点

コンタクトレンズ検査料 1：200 点

（過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は、再診料を算定いたします。）

診療担当医師は、厚生労働省の施設基準に定める眼科診療経験年数（10 年以上）を有しております。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある場合、薬の名前ではなく有効成分の名前で処方することがあります。これを「一般名処方」といいます。一般名処方には以下のメリットがあります。

・薬の選択肢が広がり、特定の薬が品切れの際も代替品をお渡しできます。

・患者さまのご要望や状況に応じて、適切な薬を選びやすくなります。

処方の際は、ご質問やご要望をお気軽にお申し出ください。

夜間・早朝等加算

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、下記の時間に受診された方に関して、初診料もしくは再診料に加算します。

点数：50 点

時間：土曜日の午後

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

長期収載品の選定療養とは、患者さまが後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品（長期収載品）を希望される場合は、その差額の一部が選定療養費として、患者さまの自己負担となります。ただし、先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められた場合などは、保険適用となります。

医科点数表第 2 章第 10 部手術通則第 5 号及び第 6 号に掲げる手術

黄斑下手術	1 件
硝子体茎顕微鏡下離断術	149 件
増殖性硝子体網膜症手術	0 件

※2025.1 月～12 月

入院基本料に関する事項

区分：有床診療所入院基本料 5
当院には、看護職員が 4 名以上勤務しています。
病床種別：一般　病床数：10 床

保険外負担に関する事項

各種文書料

診断書（当院指定書式）	￥2,200
診断書（保険会社提出用書式）	￥3,300
身体障碍者診断書	￥5,500
特定疾患診断書（新規）	￥5,500

書式により金額が異なりますので、詳しくは受付へお尋ねください。

個室料

病室	料金（税込）
202 号室	4,600 円 /日
203 号室	
205 号室	
206 号室	
207 号室	

地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項

＜基本診療料＞
医療DX推進体制整備加算
有床診療所入院基本料
短期滞在手術等基本料1

＜特掲診療料＞
緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
緑内障手術(濾過胞再建術(needle 法))
緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
毛様体光凝固術(眼内内視鏡を用いるものに限る。)
網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)
コンタクトレンズ検査料1
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
入院ベースアップ評価料(1～165)

＜その他届出＞
酸素の購入価格に関する届出

白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する焦点眼内レンズの支給に関する事項

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

多焦点眼内レンズの種類	金額
CLAREON PANOPTIX AUTONOME	300,000 円
CLAREON PANOPTIX CLAREON AUTONOME	320,000 円
アルコン Pan optix Pro	330,000 円
アルコン Pan optix Pro Toric	350,000 円
HOYA Gemetric(Plus)	280,000 円
HOYA Gemetric(Plus) Toric	300,000 円
J&J Pure See	290,000 円
J&J Pure See Toric	310,000 円

指定医療機関等

・難病指定医療機関
・保険指定医療機関
・労災指定医療機関
・生活保護法等指定医療機関
・被爆者一般疾患医療機関
・身体障害者福祉法第 15 条指定医
・指定小児慢性特定疾病医療機関